

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
4月13日
(金曜日)

目次

告示	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	一
豊浦都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	二
道路の位置の指定(建築指導課)	二
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)	二
山口県営改良住宅条例第三条第二項の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)	三
公告	三
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	四
土地改良区役員届出(農村整備課)	四
土地改良事業計画変更の協議に係る決定(農村整備課)	四
土地改良事業の完了の届出(農村整備課)	五
国営農地再編整備事業(豊北地区上太田換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
国営農地再編整備事業(豊北地区平畑換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
国営農地再編整備事業(豊北地区河原換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
国営農地再編整備事業(豊北地区江尻下換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	六
国営中山地区中山間地域総合整備事業換地計画書の縦覧(農村整備課)	六
県営秋往還地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	六
種畜証明書の交付(畜産振興課)	六
基本測量の実施の終了(監理課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
契約の締結(物品管理課)	七
教委告示	七

博物館に相当する施設の指定

博物館の登録の抹消

雑報
県報の正誤(平成十七年五月十三日山口県告示第三百十五号ほか一件)



山口県告示第二百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

油谷河原土地改良区

平成一九、四、四

山口県告示第二百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、豊浦都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

豊浦都市計画下水道事業豊浦町公共下水道

三 事業施行期間

平成六年二月十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

下関市豊浦町大字川棚、豊浦町大字小串及び豊浦町大字吉永

山口県告示第二百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称
助行地区

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号
と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
美祿市	大嶺町北分	長田	一八〇七の三	一号
"	"	"	一八一七	二号
"	"	石田	三〇〇	三号
"	"	"	三〇〇	四号
"	"	"	三〇〇	五号
"	"	"	三〇〇	六号
"	"	"	三〇〇	七号
"	"	"	一八三〇	八号
"	"	"	一八四一の四	九号
"	"	"	一八三二	十号
"	"	"	一八三三の四	

山口県告示第二百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地とな る土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字小野田字二ノ長沢三 六五四の五及び三六五四の五地先	四・一	二二・九	一四〇・八二

山口県告示第二百四号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九
年山口県告示第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

表王司県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に、「〇・七七」を「〇・七六」
に改め、同表稗田県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に、「〇・八八」を
「〇・八七」に改め、同表垢田県営住宅の項中「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同
表栄県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表彦島県営住宅の項中
「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表川中東部県営住宅の項中「〇・八五」を
「〇・八三」に改め、同表川中西部県営住宅の項中「〇・八四」を「〇・八二」に改
め、同表横野県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表白雲台県営住宅
の項中「〇・九一」を「〇・九〇」に改め、同表山の田東県営住宅の項中「〇・九二」
を「〇・九一」に改め、同表一の宮県営住宅の項中「〇・九四」を「〇・九二」に、
「〇・九三」を「〇・九一」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中「〇・九一」を
「〇・九〇」に改め、同表大沢県営住宅の項中「四号棟まで、七号棟及び八号棟」を
「八号棟まで」に改め、同表西岐波県営住宅の項中「一号棟、二号棟及び一号棟」を
「一三号棟」に改め、同表西山県営住宅の項及び岬県営住宅の項中「〇・九三」を
「〇・九二」に改め、同表大内御堀県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改
め、同表平川県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表恋路県営住宅の

項中	
七号棟、八号棟、一四号棟及び一四号棟	〇・七〇
A棟及びB棟	〇・八九
A棟及びB棟	〇・八九
A棟及びB棟	〇・八九

を
に改め、同表上東

県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表中津江県営住宅の項中、「F棟及びI棟」を「及びF棟からI棟まで」に改め、同表大道県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に改め、同表西浦県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表生野屋県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に、「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「〇・九三」を「〇・九一」に改め、同表久保県営住宅の項中「〇・八二」を「〇・八一」に、「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表花岡県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表秋谷県営住宅の項及び山中県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表浪の浦県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八四」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表梅ヶ丘県営住宅の項中「〇・七五」を「〇・七四」に改め、同表第二浪の浦県営住宅の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に、「〇・七七」を「〇・七六」に、「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表今津県営住宅の項中「〇・八九」を「〇・八六」に改め、同表両家県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表和田県営住宅の項中「〇・九六」を「〇・九五」に改め、同表新庄北県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表大迫田県営住宅の項中「〇・八八」を「〇・八六」に、「〇・八四」を「〇・八二」に改め、同表金剛山県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表周南県営住宅の項中

A棟から〇棟まで	〇・七〇	を
A棟	〇・八三	に改め、同表慶万
B棟から〇棟まで	〇・七〇	

県営住宅の項中「〇・七六」を「〇・七四」に、「〇・八〇」を「〇・七八」に改め、同表若山県営住宅の項中「〇・七三」を「〇・七二」に、「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表ひばりヶ丘県営住宅の項中「〇・七三」を「〇・七二」に改め、同表西楸県営住宅の項中「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表富田東県営住宅の項中「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同表新堤県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八五」に改め、同表第二金剛山県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八五」に改め、同表周陽県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・八七」に改め、同表大内県営住宅の項中「及び二号楼」を「から三号楼まで及び六号楼」に、「〇・九〇」を「〇・八七」に改め、同表平原県営住宅の項中「〇・九七」を「〇・九六」に改め、同表桜山県営住宅の項中「〇・九三」を「〇・九二」に、「〇・九八」を「〇・九七」に改める。

山口県告示第二二五号

山口県営改良住宅条例第三条第二項の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

表中「〇・九二」を「〇・九一」に改める。



(二七六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年四月十三日から同年八月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フレスタ岩国室の木店
 所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 株式会社フレスタ
 住所 広島市西区横川町三丁目二番三六号
 代表者の氏名 宗兼 邦生
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所
 株式会社フレスタ 広島市西区横川町三丁目二番三六号 代表者の氏名 宗兼 邦生
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十九年十二月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七八九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一四三台

(二) 駐車場の収容台数

八〇台

(三) 荷さばき施設の面積

六四平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社フレスタ

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十九年三月三十日

(一七七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年十二月一日山口県公告(六〇二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年四月十三日から同年五月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二七八) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十九年四月十三日

就任した役員

土地改良区の名称

宇部市楠北土地改良区

理事の別

監事

氏名

岡本 克己

住

宇部市大字東吉部二六四の一

所

山口県知事

二井 関 成

(二七九) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事

一 事業の内容

市町名

柳井市

二 縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県知事 二井 関 成

施行地区

大里南地区

事業の種類

ほ場の整備

山口県農林水産部農村整備課

(一八〇) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

下関市

内日地区農道の整備

平成一四、一〇、一五 平成一六、三、三一

萩市

吉田北地区暗きよ排水

平成一六、九、二四 平成一八、〃 一〇

阿武町

御蔵廻地区ほ場の整備

平成一七、五、一三 平成一九、〃 三〇

阿武北地区用排水施設の改修

平成一八、二、二 平成一八、四、二〇

(一八一) 国営農地再編整備事業(豊北地区上太田換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区上太田換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区上太田換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八二) 国営農地再編整備事業(豊北地区平畑換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区平畑換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区平畑換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八三) 国営農地再編整備事業(豊北地区河原換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区河原換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区河原換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八四) 国営農地再編整備事業(豊北地区江尻下換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区江尻下換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区江尻下換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八五) 県営中山地区中山間地域総合整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営中山地区中山間地域総合整備事業換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八六) 県営秋往還地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

県営秋往還地区広域営農団地農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営秋往還地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八七) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関 成

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検 査 成 績	飼養者の住所及び氏名又は名称
平一八山口県 臨一〇五子山黒二一七八三 第一一〇号	章湖二	黒毛和種	平成一七、 一一、 七	山 口 県	一級	美祿市伊佐町河原 山口県畜産試験場

(一八八) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(二千五百レベルGIS基盤情報整備)

二 作業の地域

光市
三 作業の期間
平成十八年九月二十一日から平成十九年三月二十日まで

(一八九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字山田字内河内
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市松保町三番一―三〇五号
冷水 順一

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市柳井字沖田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
柳井市古開作六一〇番地の五
株式会社ティーレックス

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
柳井市柳井字伊豫金
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市島田二丁目二三番一〇号
株式会社ファノス

(一九〇) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品の名称及び数量
ネットワークパソコン 二百九十三台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年三月一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
檜山事務器株式会社 岩国市今津町一丁目七番一六号
- 六 落札金額
三千七百三十八万円
- 七 入札公告日
平成十九年一月十九日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県教育委員会告示第四号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定に基づき、博物館に相当する施設を次のとおり指定した。

平成十九年四月十三日

山口県教育委員会

一 名 称 山口県立美術館
 二 所 在 地 山口市亀山町三番一号
 三 設 置 者 山口県
 四 指 定 年 月 日 平成十九年四月一日

一 名 称 山口県立萩美術館・浦上記念館
 二 所 在 地 萩市大字平安古町五八六番地の一
 三 設 置 者 山口県
 四 指 定 年 月 日 平成十九年四月一日

山口県教育委員会告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定に基づき、次のとおり博物館の登録を抹消した。

平成十九年四月十三日

山口県教育委員会

一 名 称 山口県立美術館
 二 所 在 地 山口市亀山町三番一号
 三 設 置 者 山口県
 四 登 録 抹 消 年 月 日 平成十九年四月一日

一 名 称 山口県立萩美術館・浦上記念館
 二 所 在 地 萩市大字平安古町五八六番地の一
 三 設 置 者 山口県
 四 登 録 抹 消 年 月 日 平成十九年四月一日



正 誤

平成十七年五月十三日山口県告示第三百十五号（公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可）

二	ページ	誤	10の地点までを順次結んだ線及び1の地点と10の地点
下	段	正	8の地点までを順次結んだ線及び1の地点と8の地点
九	行		
一〇			
一			
二			
三			
四			
五			
六			
七			
左から			
一			

正 誤
平成十九年三月三十日山口県条例第三十三号（山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

四	ページ
一一	行
平成十九年法律第...号	誤
平成十九年法律第四号	正

平成十九年四月十三日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）